

2011年6月16日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—財政部、国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第174号)

財政部、国家税務総局 ハイテク企業の国外源泉所得に対する 企業所得税率を15%に引き下げ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、国家税務総局は、2011年5月31日付で『ハイテク企業の国外(境外)所得の適用税率および税額控除の問題に関する通達』(財税[2011]47号)を公布し、ハイテク企業の国外源泉所得の適用税率を15%に引き下げました。中国の企業所得税率が25%であるのに対して、ハイテク企業は国内源泉所得について15%の優遇税率を享受していましたが、本通達の公布により、ハイテク企業は国外源泉所得についても15%の優遇税率を享受することができるようになりました。

本通達でいうハイテク企業とは、国内外すべての生産経営活動に関係する研究開発費用総額、総収入、売上収入総額、ハイテク製品(サービス)収入などの指標をもって申請し、『ハイテク企業認定管理弁法』(国科発火[2008]172号)および『ハイテク企業認定管理業務の手引』(国科発火[2008]362号)に基づき認定され、15%の優遇税率を享受している企業を指します。

なお、本通達は2010年1月1日に遡って適用されますので、注意が必要です。

本通達の詳細につきましては、以下にございます日本語訳、および3ページにございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入力次第、随時ご案内させていただきます。

**『ハイテク企業の国外(境外)所得の適用税率および税額控除の問題に関する通達』
財税[2011]47号**

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局：

『中華人民共和國企業所得税法』およびその実施条例、ならびに『財政部、国家税務総局の企業の国外(境外)所得の税額控除に係る問題に関する通達』(財税[2009]125号)の関連規定に基づき、ここにハイテク企業の国外(境外)所得の適用税率および税額控除の関連問題について、以下の通り、補足し明確にする。

1. 国内(境内)、国外(境外)すべての生産経営活動に係る研究開発費用総額、総収入、売上収入総額、ハイテク製品(サービス)収入などの指標をもって申請し、認定を経たハイテク企業は、その国外(境外)源泉所得についてハイテク企業所得税優遇政策を享受することができる。すなわち、国外(境外)源泉所得は15%の優遇税率に基づき、企業所得税を納付することができ、国外(境外)控除の限度額を計算する際、15%の優遇税率に照らして、国内(境内)国外(境外)の課税総額を計算することができる。
2. 上述のハイテク企業の国外(境外)所得の税額控除のその他の事項については、これまで通り、財税[2009]125号文書の関連規定に照らして執行する。
3. 本通達でいうハイテク企業とは、『中華人民共和國企業所得税法』およびその実施条例の規定に基づき、認定機構を経て、『ハイテク企業認定管理弁法』(国科発火[2008]172号)および『ハイテク企業認定管理業務の手引』(国科発火[2008]362号)に照らして認定され、ハイテク企業証書を取得し、企業所得税の15%税率優遇を享受している企業を指す。
4. 本通達は、2010年1月1日から施行する。

財政部 国家税務総局

2011年5月31日

【 解説・日本語仮訳 ： みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 山口江梨 】

关于高新技术企业境外所得适用税率及税收抵免问题的通知 财税[2011]47 号

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：

根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例，以及《财政部 国家税务总局关于企业境外所得税收抵免有关问题的通知》（财税[2009]125 号）的有关规定，现就高新技术企业境外所得适用税率及税收抵免有关问题补充明确如下：

- 一、 以境内、境外全部生产经营活动有关的研究开发费用总额、总收入、销售收入总额、高新技术产品（服务）收入等指标申请并经认定的高新技术企业，其来源于境外的所得可以享受高新技术企业所得税优惠政策，即其来源于境外所得可以按照 15% 的优惠税率缴纳企业所得税，在计算境外抵免限额时，可按照 15% 的优惠税率计算境内外应纳税总额。
- 二、 上述高新技术企业境外所得税收抵免的其他事项，仍按照财税[2009]125 号文件的有关规定执行。
- 三、 本通知所称高新技术企业，是指依照《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例规定，经认定机构按照《高新技术企业认定管理办法》（国科发火[2008]172 号）和《高新技术企业认定管理工作指引》（国科发火[2008]362 号）认定取得高新技术企业证书并正在享受企业所得税 15% 税率优惠的企业。
- 四、 本通知自 2010 年 1 月 1 日起执行。

财政部 国家税务总局

二〇一一年五月三十一日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。